

第1回中環審合同部会における質問への回答

平成19年4月
農林水産省

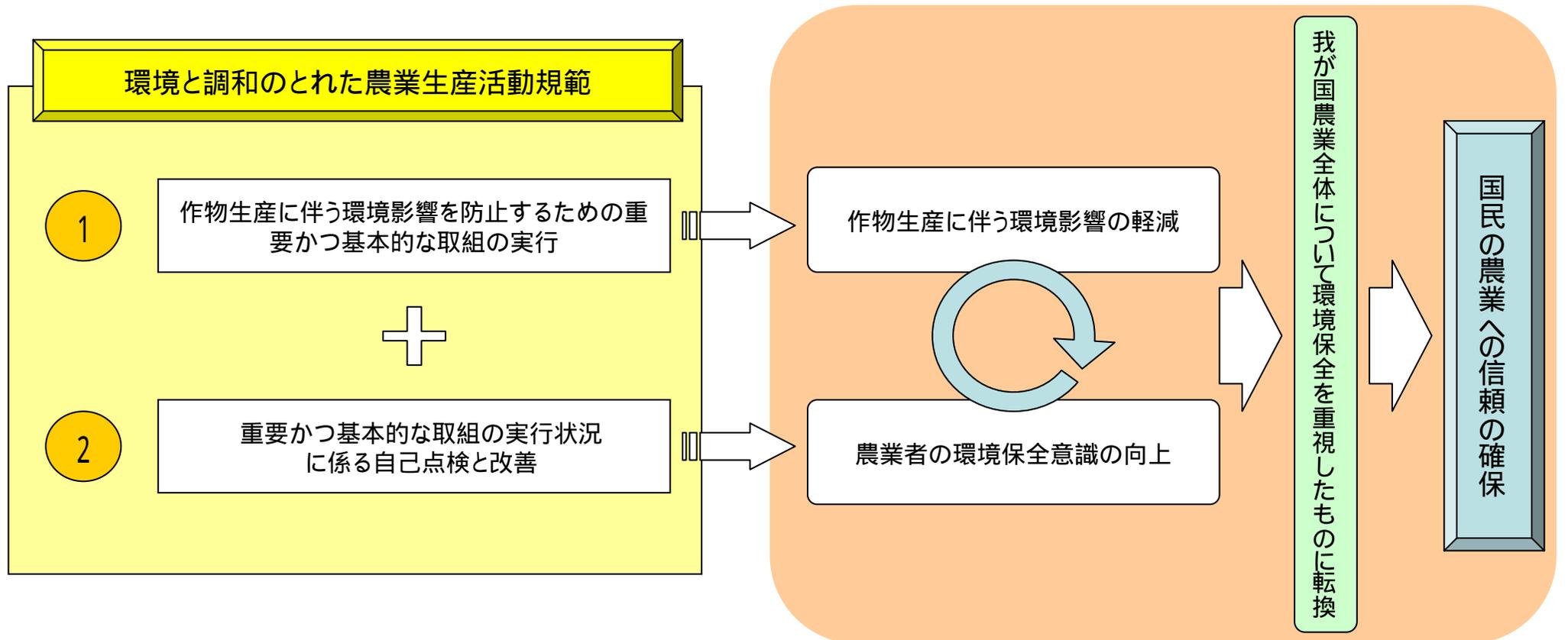
環境と調和の取れた農業生産活動規範策定の考え方について

「環境と調和のとれた作物生産活動規範」は、農業生産活動に伴う環境への負荷を軽減するとともに、自然循環機能の維持・増進を通じて農業の多面的機能の発揮を図るために、全ての農業者自らが最低限取り組むべき事項を明確化したもの。

この趣旨を踏まえ、農業環境規範は、

作物生産に伴う環境影響を防止するための重要かつ基本的な取組であって、

農業者自らが実行状況を点検し、必要に応じて生産活動の内容を改善していくもの
としており、営農の各段階における、環境負荷低減のための具体的な取組内容を規定。



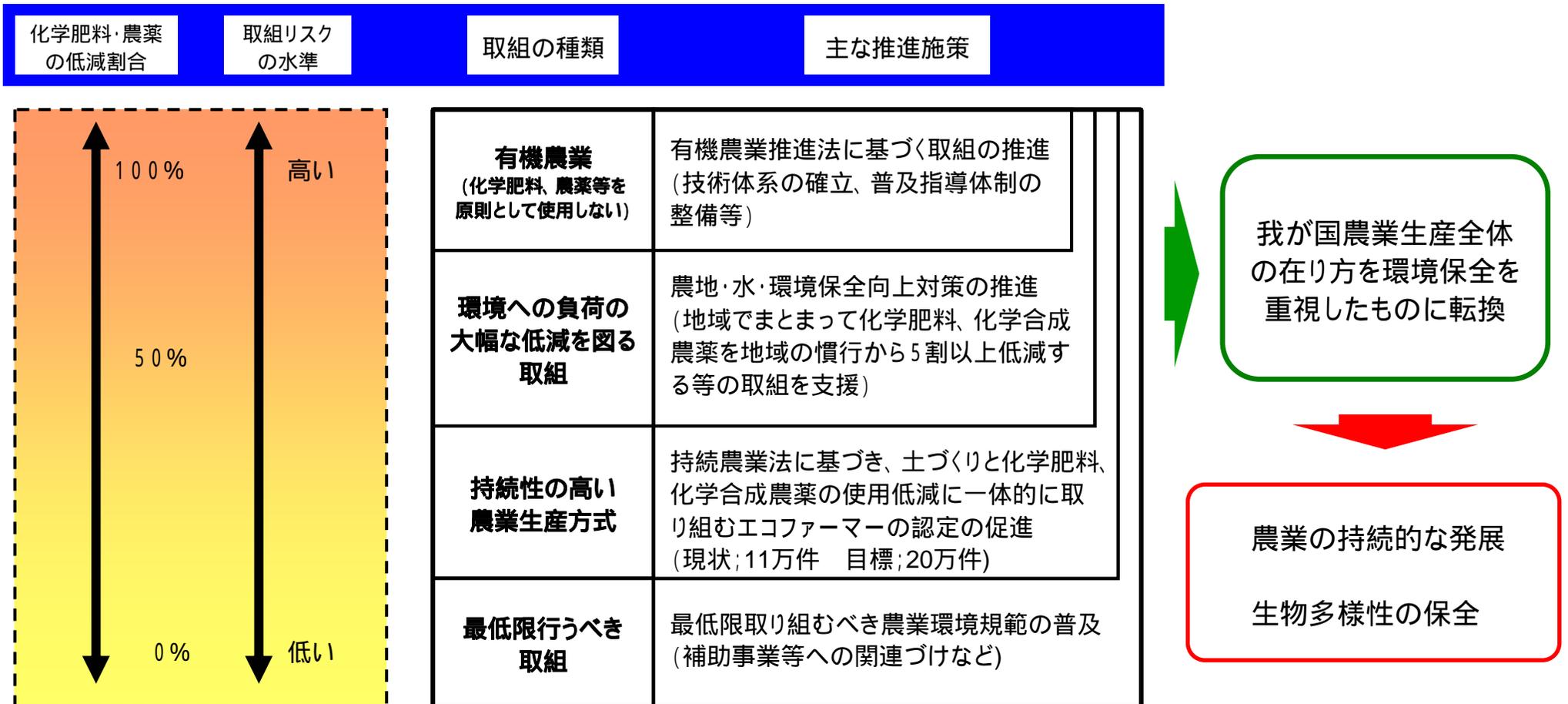
環境保全型農業施策の取組の方向

「食料・農業・農村基本計画」に基づき、農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範（農業環境規範）の普及、持続性の高い農業生産方式の導入の促進、農業生産活動に伴う環境への負荷の大幅な低減を図る先進的な取組を推進。

さらに「有機農業の推進に関する法律」に基づき、今後、有機農業に関する技術体系の確立や指導体制の整備等、農業者が有機農業に取り組めるようにするための条件整備を推進。

これらの取組により我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換し、農業の持続的な発展を実現するとともに、生物多様性の保全に貢献。

今後、調査・研究を通じ、生物多様性に資する効果を定量的に把握し、環境保全型農業施策を効果的に進めることが必要。



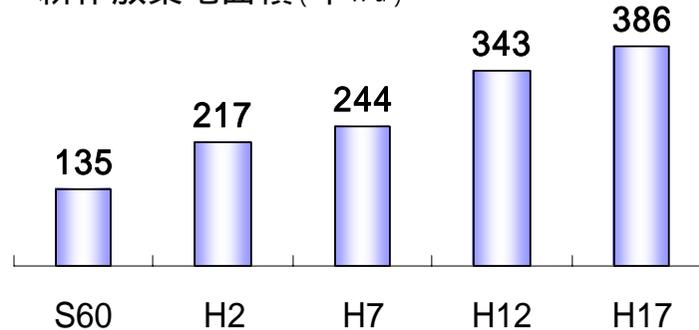
耕作放棄地対策

要因

- 高齢化、労働力不足
- 価格の低迷
- 農地の受け手がいない
- 基盤整備が進んでいない
- 土地条件が悪い
- 鳥獣害が多い

など

耕作放棄地面積(千ha)

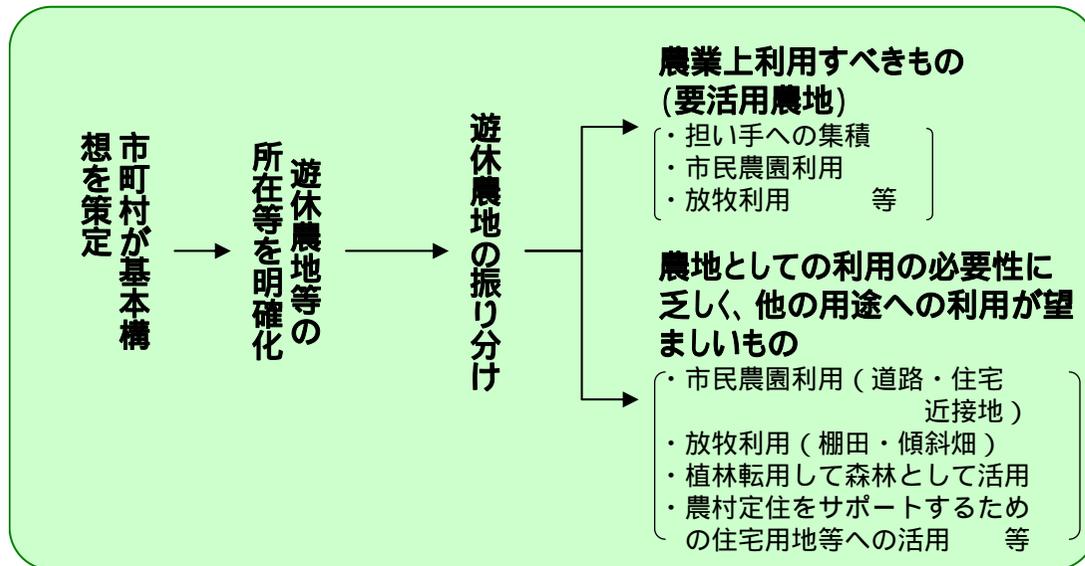


問題発生

- 病害虫の発生
- 有害鳥獣の潜入、繁殖
- 産業廃棄物の不法投棄
- 道路、水路の機能低下
- 景観の悪化

など

農業経営基盤強化促進法に基づき地域の主体的取組を推進



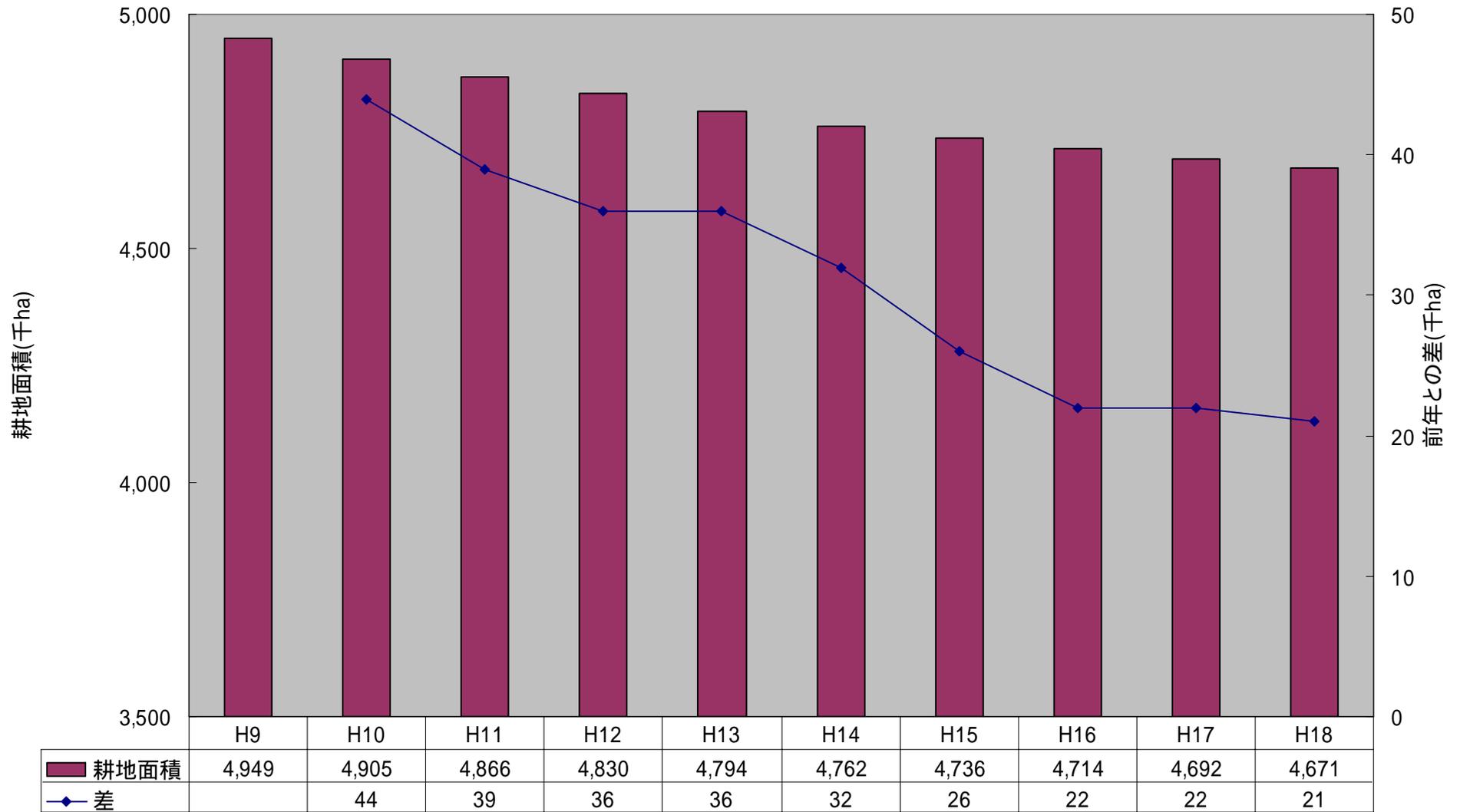
耕作放棄地の考え方を徹底

市町村、農業委員会に対し「耕作放棄地の管理の考え方」を周知

耕作放棄地の解消・発生防止のための各種施策の充実・強化

- 市町村基本構想の策定及び遊休農地の農業上の利用の増進
- 担い手への農地の利用集積
- 農外からの新規参入の促進
- 集落営農の組織化・法人化
- 土地基盤整備
- 中山間地域等直接支払
- 農地・水・環境保全向上対策
- 放牧利用
- 市民農園利用
- 地域の実態に応じた解消

耕地面積



出典：耕地面積統計

国有林野での優れた自然環境を有する森林の維持・保存の取組

国有林野は、我が国の国土の2割、森林の3割を占め、その多くが奥地脊梁山脈や水源地域に分布しており、原始的な天然林が多く残されている。このため、生物多様性の保全等国有林野事業への期待の高まりを踏まえ、貴重な自然環境としての天然林等を保護する「保護林」の設定や保護林をつなぐ「緑の回廊」の設定等多様な取組を展開。

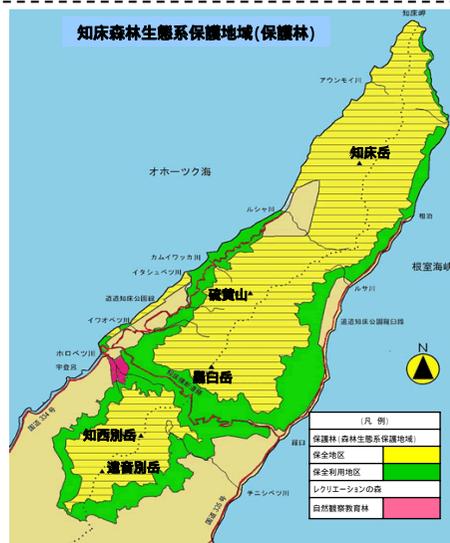
「保護林」の設定・保全の推進

- ・「保護林」は大正4年に発足した先駆的な自然環境保全制度であり、貴重な動植物の保護や学術研究の場として重要な役割を担い、原則として伐採を行わないなど厳格な保全・管理を実施。
- ・「保護林」の設定は、委員会を設け学識経験者等の意見を聴取するなどした上で行うとともに、植生の状況に応じて植生の回復に必要な措置等を実施。
- ・平成18年4月現在の保護林の面積は約68万3千ha(850箇所)となり、国有林面積の約1割に相当。

知床の保護林

平成17年に世界自然遺産に登録された知床のうち、陸域(48,700ha)の約95%が国有林であり、その全域が森林生態系保護地域という保護林に指定され保全・管理されてきた地域となっている。

白神や屋久島の世界自然遺産もそのほぼ全域が保護林であり、世界自然遺産の登録に大きく貢献している。



自然観察教育林は保全利用地区に重複して設定。

<保護林の設定状況>

(面積:千ha)

種類	目的	箇所数	面積
森林生態系保護地域	森林生態系の保存、野生動植物の保護、生物遺伝資源の保存	27	400
森林生物遺伝資源保存林	森林生態系を構成する生物全般の遺伝資源の保存	12	36
林木遺伝資源保存林	林業樹種と希少樹種の遺伝資源の保存	326	9
植物群落保護林	希少な高山植物、学術上価値の高い樹木群等の保存	380	183
特定動物生息地保護林	希少化している野生動物とその生息地・繁殖地の保護	36	21
特定地理等保護林	岩石の浸食や節理、温泉噴出物、氷河跡地の特殊な地形・地質の保護	35	30
郷土の森	地域の自然・文化のシンボルとしての森林の保存	34	3
合計		850	683

資料: 林野庁業務資料 H18.4.1現在

注: 四捨五入により各項目の計と合計は一致しない

国有林野での優れた自然環境を有する森林の維持・保存の取組

「緑の回廊」の整備の推進

- ・「緑の回廊」は平成12年に発足した制度であり、野生動植物種の遺伝的な多様性を確保することを目的に、保護林相互を連結するネットワークを形成するもの。
- ・「緑の回廊」の設定は、委員会を設け学識経験者等の意見を聴取した上で行うとともに、野生動植物のモニタリングや、希少野生動物の採餌環境の整備等のための人工林の抜き伐り等を実施。
- ・平成18年4月現在の「緑の回廊」の面積は、約42万ha(22箇所、1744km)となり、国有林面積の6%に相当。

平成17年度に3箇所、31千haの「緑の回廊」を新たに設定。

「緑の回廊」のモニタリング

国有林では、緑の回廊の適切な整備・管理を行うためのモニタリングを行っている。

例えば、東北森林管理局では、抜き伐りを行った人工林で下層植生や広葉樹の導入が見られ、また、ニホンカモシカやホンドテン等様々な動物の生息も確認されている。



ニホンカモシカ



ホンドテン

<「緑の回廊」の設定状況(H18.4.1)>

	面積	延長	森林管理局
1	12千ha	36km	北海道
2	19	83	北海道
3	7	30	北海道
4	73	400	東北
5	22	50	東北
6	11	60	東北
7	27	150	東北
8	64	260	東北、関東
9	27	70	関東
10	18	75	関東
11	13	38	関東
12	13	52	関東
13	6	44	関東
14	4	43	関東
15	2	24	関東
16	4	17	中部
17	6	21	中部
18	43	70	中部、近畿中国
19	24	66	中部、近畿中国
20	18	128	四国
21	2	5	九州
22	1	22	九州

(合計22カ所 約42万ha)

